

平成27年4月施行 業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を使用しているみなさまへ ～フロン排出抑制法の義務について～

フロン類を使用した業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者などには、適切な場所への設置，点検の実施，記録簿の保存等が義務付けられました。また，未修理の機器へのフロン類の充填は，原則禁止されました。

① 管理担当者を決める



② 管理する機器を調べ機器ごとに点検記録簿を作成する



③ 簡易点検の担当者を決める



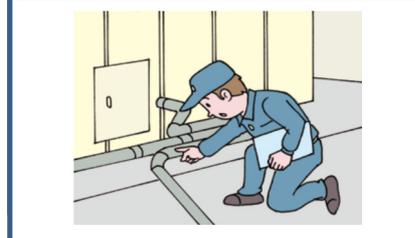
④ 簡易点検を実施し点検記録簿に記す（3月に1回以上）



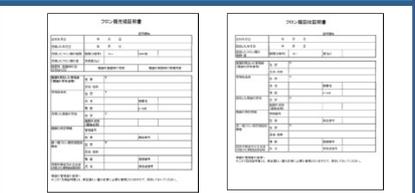
⑤ 異常があれば，速やかに専門業者に点検・修理を依頼し修理後にフロン類を補充



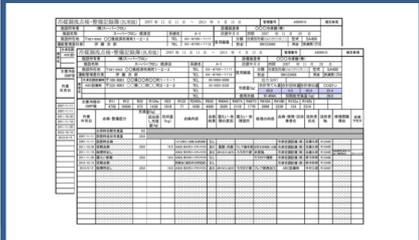
⑥ 一定規模以上の機器は，有資格者などによる定期点検を実施（裏面参照）



⑦ フロン類の充填・回収をした際は，業者から充填証明書及び回収証明書を交付してもらう



⑧ 点検・修理，フロン類充填量等の内容を記録簿に記し機器廃棄まで保存



⑨ フロン類の漏えい量を算定・報告（年度毎にCO₂換算1000t以上の場合，国へ報告）



対象機器の確認方法

対象機器は、冷媒としてフロン類が使用されている業務用空調機器や冷蔵・冷凍機器。

※業務用機器と家庭用機器の見分け方は、室外機の銘板やシールを確認するか、機器メーカーや販売店にお問合せください。

※業務用として使用している家庭用エアコン等は対象外です。



対象機器の使用の際の義務

次表の①～④の事項を実施する必要があります。

対象機器と規模 (圧縮機に用いられる 電動機の定格出力)	① 機器の定期点検			② 点検の 記録	③ 記録の保存	④ フロン類漏えい量 の報告
	点検 種別	点検方法	点検 頻度			
全ての機器	簡易 定期点検	目視確認等 (機器の異音, 損傷, 霜付き 等)	四半期ごと (3月に1回 以上)	該当機器 ごとに記録 簿を作成	・機器廃棄まで 記録を保存 ・機器売却時は 記録簿又はそ の写しを引渡 ・機器整備時, 整備者等の求 めに応じて記 録簿を提示	フロン類の漏えい 量を地球温暖化 係数(GWP)で換 算し年間 1,000t 以上の漏えい (事業者計)があ る場合は, 事業 所管大臣へ報告
空調機器	(専 門 定期 点 検)	有資格者によ る点検 ・目視確認 ・直接法 ・間接法	年に1回 以上			
			3年に1回 以上			
冷蔵冷凍 機器			年に1回 以上			

フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、次のような罰則があります。

フロン類をみだりに放出した場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
機器の使用(判断基準の遵守)について、県知事の命令に違反した場合 (圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器を1台以上管理する者)	50万円以下の罰金
廃棄等に関する義務について県知事の命令に違反した場合	
県知事からの報告徴収があった場合に報告をしなかったり、虚偽報告をした場合。 立入検査を拒否した場合。	20万円以下の罰金
算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合	10万円以下の過料

※ 改正法対応における注意点

機器の適正な管理を求めています。機器の買い換え・冷媒の入れ替えを強制するものではありません。

改正フロン法のお問合せ先

広島県西部厚生環境事務所(大竹市・廿日市市)	☎0829-32-1181
広島県西部厚生環境事務所広島支所 (広島市・安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町)	☎082-228-2111
広島県西部厚生環境事務所呉支所(呉市・江田島市)	☎0823-22-5400
広島県西部東厚生環境事務所(竹原市・東広島市・大崎上島町)	☎082-422-6911
広島県東部厚生環境事務所(三原市・尾道市・世羅町)	☎0848-25-2011
広島県東部厚生環境事務所福山支所(福山市・府中市・神石高原町)	☎084-921-1311
広島県北部厚生環境事務所(三次市・庄原市)	☎0824-63-5181
広島県環境県民局環境保全課(県外事業者・法改正事項全般)	☎082-513-2917

詳細は広島県 HP「エコひろしま」をご覧ください <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

エコひろしま フロン

検索